

ゴミの有料化開始から 約一年が経過したが

問

ごみ有料化開始から
ほぼ1年が経過した

グラムのゴミを排出してい
る。

が、いわば「試行期間」が
終了しつつあるものと受け
止めている。逼迫した町財
政と受益者負担の問題が複
雑に交錯した中で、町の行
財政改革を推進する上で必
要性の議論を重ねた結果、
私自身苦渋の選択をしたと
考えている。そこで、有料
化前と比べ、ごみの減量の
程度及び町財政への影響額
について説明を求めると同
時に、例えば指定ごみ袋の
材質・種類や負担のあり方
等の定期的な見直しについ
て町長の見解を伺う。また、
町内で多発している「不法
投棄」対策についても見解
を伺う。

町長

有料化後の平成16

年年度下半期と前年度の下
半期を比較すると、「燃や
せるゴミ」が35・8%の減、
「燃やせないゴミ」が61・
1%の減、「資源ゴミ」が
10・6%の増となっている。
「総量」では、30・8%の
減で一人一日当たり499

有料化後の平成16年年度
下半期と前年度の下半期を
比較すると、十勝環境複合
事務組合への負担金が60
0万円程度の減、指定ゴミ
袋の手数料収入が4、57
0万円の増、指定ごみ袋購
入費や指定ごみ袋取扱手数
料など、有料化に伴う経費
約870万円を差し引くと、
約3、600万円の増とな
り、負担金分とあわせると、
約4、300万円の財政効
果があったと考える。
無分別対策と収集作業の
効率化、カラス対策などで、
本年9月より、指定ごみ袋
を無色透明から色付の半透
明の袋に変更することとし
た。
色は、「燃やせるごみ袋」
を黄色、「燃やせないごみ袋」
が若草色とした。
また、ごみ袋の厚さも、
若干厚くした。
今後、定期的な実績を
検証し、見直すところは見
直したい。

不法投棄については、ご
み収集有料化が直接起因し
ているか判断がつかないが、
最終的には、住民個々のモ
ラルの問題であると考え
る。
本年5月、6月に町職員
により、不法投棄ごみ収集
を行い、2トン車に11台分
のごみを収集し、そのうち、
投棄者が特定できた6件に

問

国内では、数百万人
いるともいわれる団
塊の世代が一齐に退職を迎
える時期として2007年
問題が話題を呼んでいる。
一齐に労働市場から去って
いく状況は社会問題化する
だろうが、これを機に雇用
のあり方、企業のノウハウ
や技術の継承に係わる問題
等として、危機感を抱いて
いる企業も多いことが厚労
省の調査で判明した。一方
ではビジネスチャンスと捉
え同世代向けのビジネスを
打ち出す企業もある。そこ
で、管内でも同世代の割合
は大きいと考えるが、以下
町長の見解を伺う。

①管内・町内企業に勤務す

2007年問題について

ついでには、警察へ通報した。
今後、不法投棄対策と
して、調査、パトロール、
看板や広報による啓発、警
察との連携により対策を強
化し他の自治体の対策を参
考にし、さらに有効な対策
を講じ美しく快適な生活環
境をつくりたい。

る団塊の世代の意識・ニーズ
についてどう捉えているか。
②企業が定年制度を延長し
た場合の支援措置について。
雇用の継続は町財政にも大
きな影響があると思われる
が。
③退職後、起業・開業する
人材への町独自の支援につ
いては。
町長 ①管内或は町内企
業においては、大企業等も少
なく大量に退職する企業は
少なく、影響はないと考えて
いる。町内の主な企業に聞い
たところ、特別なノウハウ
を持ち退職すると支障があ
る人はいないと伺っている。
また、これまでにも退職
された方々においては、退

職後についても、正社員、
パート、嘱託職員、就労形
態は別にしても、多くの人
が体が元気なうちは再就職
を希望している状況である。
②平成16年に「高齢者等の
雇用の安定等に関する法律」
の一部が改正となり、現在、
定年の定めをしている事業
主は、65歳までの安定した
雇用を確保するため、定年
制の引き上げや継続雇用制
度等の措置を平成25年度ま
でに段階的に講じることに
なっており、本町独自の支
援措置については、現在の
ところ考えていない。
③本町の事業所数は、平成
13年から平成16年の間に70
カ所増え、899の事業所
となり、この数全てが新規
の起業とは限らないが町の
商工会にも毎年、6、7件
の企業が会員として加入し
ていると伺っている。
また、現在は創業に向け
ていろいろな支援制度もでき
ており、開業に係る費用つ
いても、国や、道などの融
資や助成の、条件等も緩和
され、資金を調達しやすい
状況であり、本町独自の支
援は考えていない。